

2021年度下期 あいぽーと NPO法人関連事業予定

1月

17(月)

新設法人フォローアップセミナー「はじめの一步」

2月

14(月)

「見える！伝える！事業報告書作成セミナー」

3月

8(火)

「提出書類の作成法&正しい登記の仕方」

「見える！伝える！事業報告書作成セミナー」

「提出書類の作成法&正しい登記の仕方」

「はじめの一步」

「見える！伝える！事業報告書作成セミナー」

「提出書類の作成法&正しい登記の仕方」

*チラシデザインは2020年度のものを使用しています。 *都合により日程や内容の変更、中止となる場合がございます。
*詳細は、後日お届けするチラシや情報誌、あいぽーとHPでご確認ください。

NPO法人向け 無料専門相談会 (2021年度)のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。
初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！是非ご活用ください。【要予約:1週間前まで】
*なお、新型コロナウイルス感染症対策により中止となる場合もございますので、事前にお問い合わせください。

NP0のための会計・税務 無料相談会

【毎月 第3火曜日 13:30~16:00】

日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など・・・
初歩的な疑問から専門的な相談まで、南九州税理士会の専門家が、日頃の悩みにお応えします!!

NP0のための労務管理 無料相談会

【毎月 第3水曜日 13:30~16:00】

労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用に関する疑問など、熊本県社会保険労務士会の専門家が、労務管理のご相談にお応えします!!

NP0のための資金づくり&法人運営 無料相談会

【毎月 第2土曜日 13:00~18:00】

事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わるさまざまな
お悩みに、中小企業診断士(NPO法人地域診断士研究会)がお応えします!!

相談者
相談員の声

【労務相談】

職員数が増えたことに伴い労務面の再整備が必要
となってきている折、労務管理相談会のことを教
えていただき、申込みました。
相談会では、こちらで準備した労働者名簿・賃金
台帳・定款等をその場で確認して現状を知って
いただいた上でのアドバイスだったので、とても分
かりやすい説明を聞くことができました。また、
自分なりにインターネット等で調べてはいても、
確信が持てないものについても説明していただき、
不安を取り除くことができました。

特定非営利活動法人 優里の会
事務局 後藤誠子

【会計・税務相談】

NPOを立ち上げたばかりで熊本地震で被災。
5年経ってやっと活動再開しました。
新たに一から経理など教えていただいています。
解らない事だらけですが、何でも聞くと税理士の方
が根気強く教えてくれます！
今は毎月の専門相談会で活動報告もする事を自分
への宿題にして活動を頑張っています。
気持ちはあっても行動や事務処理の知識が伴わな
くてもどかしい思いをされている方は、気軽に
「あいぽーと」に相談する事をオススメします。

NPO法人 PLUS
理事長 財津友子

みなさんはNPO法人と聞いてどんな言葉を連想されるでしょうか？
私はいつも「霖雨蒼生(りんうそうせい)」という言葉思い出します。
霖雨蒼生・・・
早魃(かんばつ)が続いた後にやわらかい雨が3日以上降り続き、畑の作物が生き生きと蘇ることを
いいます。後に意味が転じて、困っている人々を助けてくれる指導者を指すようになりました。
皆さま方のお一人お一人が、現在困難に直面している方の傍に寄り添い、あるいはお声がけをし、
あるいはお話を伺い、力付け、その方ご自身のエンパワーメントを揺り起こし、解決への希望をも
う一度抱き、一歩踏み出すべく支援をなさいます。行政だけでは行き届かないような、きめ細かい
援助を実践してください。
この場をお借りして、感謝の気持ちをお伝えできればと思います。
そして、そんな皆さまの黒子として、多少なりともバックアップできればと存じます。

会計・税務相談員：南九州税理士会熊本西支部所属 大熊暢子

あいぽーと NPO法人情報誌

Vol.4
2021
10月

ばってん

発行：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルバルくまもと1F
TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830 E-mail airport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL http://www.kumamoto-aiport.com/ FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

● 2021(令和3)年度上期 設立法人

● 【特集】特定非営利活動促進法 改正案内

● 【お知らせ】各種提出書類への押印が不要となりました

● 【あいぽーとNEWS】事務力アップセミナースタート!!

● 【ふれあい訪問Report】法人さん、おじゃましま〜す

● 2021年度下期 NPO法人関連事業予定・無料専門相談会のご案内

New Face

2021(令和3)年度上期 設立法人

NPO法人 居住支援団体ステッブ

設立認証：2021年4月6日

【目的】この法人は、熊本の居住要支援者と住居等の貸主又は所有者とが、良好な関係を築くための支援活動を通じて、双方の暮らしや教育、就労等が実現できる環境づくりを行うこと、また地域住民の見守りの中で、親睦と信頼を深め、生涯住み良い活気ある社会を目指すことで、経済の発展と安心安全なまちづくり、熊本の復興に寄与することを目的とする。

【代表者】奥田敏彦理事長 【事務所所在地】熊本市中央区

NPO法人 FUN LIFE

設立認証：2021年6月14日

【目的】この法人は、広く社会に対して生涯学習、および生涯にわたる健康なところからだつくりにつながる事業を行い、青少年の心身の健全なる発達と、成人・高齢者の生きがいにつながる健康でこそ豊かなくらしづくりに寄与することを目的とする。

【代表者】川部聖一理事長 【事務所所在地】熊本市西区

NPO法人 防災WEST

設立認証：2021年7月15日

【目的】この法人は、会員の相互の協力により、学校、一般市民、自治体、企業等に対して、気象、環境、防災に関する知識等の普及、教育、減災にかかわる情報提供、相談・支援事業を行うことにより、一般社会に対して災害に関する避難意識の向上等を図り、減災のための啓蒙活動に寄与することを目的とする。

【代表者】西村博文理事長 【事務所所在地】熊本市西区

NPO法人 自立生活支援熊本ほほえみの会

設立認証：2021年9月2日

【目的】この法人は、熊本県において、生活困窮者及び生活困窮者となるおそれのある者(以下、『生活困窮者等』という。)の生活及び自立を支援し、人権を守り、自立した生活を送ることができるようになった生活困窮者等が再び生活困窮者等となることを防ぐとともに、生活困窮者等であることによる差別をなくすための事業を行い、誰もが暮らしやすい社会を形成し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

【代表者】後藤有紗理事長 【事務所所在地】熊本市東区

あいぽーとより、NP0法人の設立をご検討中のみなさまへ (1団体につき1時間程度)

NPO法人 設立相談窓口 毎月第2金曜日 10:00~12:00

開設中 事前予約制 毎月第4金曜日 14:00~16:00

詳細は、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとまで

熊本市所管の法人数(2021年8月現在) 認証法人：307法人 内 認定法人：5法人

特集 特定非営利活動促進法 改正案内

2020(R2)年12月に特定非営利活動促進法を一部改正する法律が成立・公布されました。
*本改正は**2021(令和3)年6月9日より施行**されています。

①縦覧期間・補正期間が短縮されました

- 設立認証申請・定款変更認証申請時の縦覧期間が、「**1カ月**」→「**2週間**」に短縮されます。
- 併せて、書類に不備がある場合の補正期間が、「**2週間**」→「**1週間**」に短縮されます。
- *縦覧事項は所轄庁による認証・不認証の決定までの間、インターネットの利用等により公表されます。



②所轄庁による公表等の対象から、個人の住所等が除外されます

以下の「役員名簿」「社員名簿」に記載されている個人の住所・居所は、閲覧・謄写対象から除外されます。

- 設立認証申請があった場合に、所轄庁が公表・縦覧させる「**役員名簿**」
- 請求があった場合に認定・特例認定NPO法人が閲覧させる「**役員名簿**」「**社員名簿**」
- *名簿は事務所備置き用と閲覧用の2部を作成し、閲覧用名簿の住所・居所をマスキング(黒塗り)する等の対応をお願いします。
- 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「**役員名簿**」「**社員名簿**」
- 社員その他の利害関係人から請求があった場合に、法人が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」については、今回の法改正に含まれていないため、引き続き閲覧の対象となります。ご注意ください。

③認定・特例認定NPO法人の提出書類が一部削減・変更されます

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出が不要になります。*作成・事務所への備置き・事務所における閲覧は引き続き行う必要があります。
- 「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出が不要になります。*変更が生じた場合は提出する必要があります。
- 認定・特例認定NPO法人の役員に対する報酬等の状況を記載した書類について、毎事業年度の提出が必要になります。
- *提出書類削減・変更の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出するべき書類について適用されます。



【お知らせ】各種提出書類への押印が不要となりました

熊本市では、行政手続きの簡素化を図るため、本市の要綱で定めるNPO法人関連の申請・届出様式について、**法人印の押印を不要**とすることになりました。(*押印されていても従来どおり書類は受理します。)

対象となる書類は、「事業報告書等提出書」「役員変更届」「定款変更認証申請書」など、提出・届出・申請の書類全てです。**(2021年6月9日～)**

なお、以下の書類の押印の可否については、各法人で定めていただくものとなります。

- 就任承諾及び誓約書(役員就任時に法人へ提出されるもの)
- 社員総会議事録、理事会議事録

*総会・理事会議事録については、定款の定めによります。定款で押印が規定されている場合、押印不要とするには**定款変更認証申請**が必要です。

***法務局の登記手続きには、押印のある議事録が必要となる場合があります。**



【あいぽーとNEWS】事務力アップセミナースタート!!

あいぽーとが実施する2021年度のNPO法人向け事業として、「NPO法人事務力アップセミナー inあいぽーと」が7月12日よりスタートしました。全3回の講座で、多岐にわたるNPO法人事務の業務全般の理解と処理能力の向上を目指すものです。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、8月・9月に予定していた第2回・第3回はともに10月に延期となっています。

多数のみなさまからこのセミナーへの参加申込がありましたが、昨今の新型コロナウイルス感染対策のため、参加人数を大幅に制限させていただきました。せっかくのお申込みにもお断りせざるを得なかった団体もあり、誠に申し訳なく思っています。



7月12日に行った第1回は、「NPO事務局基礎・関係機関の手続き」という内容で、事務局としての基礎知識や、所轄庁や法務局などの関係機関の手続きについて学びました。「日頃から携わっている業務とはいえ、改めて講座を受けることで、業務の重要性などを再確認できた」「自分では理解していたつもりでも、現実には理解が浅かったことを認識した」などの感想が聞かれました。

今後の日程は、10月4日に「会計・税務」、10月21日に「労務・寄附」、を予定しています(当初予定より延期となっています)。



また、今回総合講師を務めていただいている宮原美智子さんが所属する一般財団法人くまもと未来創造基金の主催で、10月24日に「NPO事務力検定」が実施される予定です。合格者がいる団体には、日本財団CANPANのウェブサイト上で、検定合格の認証マークの表示を申請することが可能となります。このセミナー初日に参加いただいた団体の中でも、「是非受けてみたい!」との声が上がっています。

是非この検定にも挑戦されて、団体の信頼性向上にご活用いただければと思います。



【ふれあい訪問Report】法人さん、おじゃまして〜す?

今回の訪問先は・・・
NPO法人 HITOプロジェクト
理事長 前原栄輔 様

朝からの雨もやみ、中央区の街なかにある事務所におじゃましました。地域では一番古いビルと話されていましたが、事務所はきれいに整理整頓されていました。

未来を担う人づくりを目的に、「子ども向けロボットプログラミング体験教室」などの活動をされています。

実際に、パソコンを使ってプログラミングの方法などを熱く語る前原理事長からその楽しさがよく伝わり、自分でも作ってみたいと「わくわく」してきました。

子どもたちのキラキラした輝く瞳と笑顔が目につきました。(土井)



あいぽーとでは、社会貢献活動として地域の課題に取り組むNPO法人の活動の頑張りを市民の皆さんに少しでもお伝えしていきたいとの思いで訪問活動を行っています。

訪問時には提出書類や組織運営のほか、認定についてのご相談もお受けしています。